

水稲共済

近年、全国各地で台風や豪雨など自然災害が多発しております。
今後も起こりえる自然災害に備えて、
国の保険制度である農業保険に加入しましょう！

青色申告を行っている方には、価格低下、盗難等も対象となる

収入保険をお勧めいたします！

神奈川県農業共済組合



本所 〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2
TEL 代表 0463-94-3211
事業第1課 0463-73-6307

西部支所 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
TEL 0465-82-0138

北部出張所 〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1
TEL 042-784-8500

加入について…

水稻の耕作面積の合計が10㌥以上の方がご加入いただけます。
(借入耕地を含め、全耕地の加入が必要です)

- ※耕地を貸付しており、ご自身で耕作していない方はご加入できません。
- ※全相殺方式には、乾燥調製施設の資料または青色・白色申告の決算書(帳簿)により、収穫量が適正に把握できる方がご加入いただけます。

補償される期間 (責任期間)は…

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期(圃場乾燥中を含む)までです。

- ※収穫は適期に刈り取ることをいいます。
圃場から搬出したものについては補償の対象外です。

対象となる災害 (共済事故)は…

風水害や干害などの気象上の原因による災害(地震及び噴火を含む)、病虫害、鳥獣害、火災が対象です。



- ※農薬による薬害、車両などの飛込みによる損害、街路灯や看板などによる生育不良などは補償の対象外です。
また、肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切なども補償の対象外です。

被害発生時には、ご連絡をお願いします。
NOSAIによる共済事故の確認が無い場合は、共済金は支払われません。

引受方式について…

加入者ごとの減収量に応じて共済金が支払われる

半相殺方式 または **全相殺方式** からご選択いただきます。

- ※農林水産統計を基準とした**地域インデックス方式**(市町村ごとの統計単収により減収量を算定しますので、実際の個々の被害の減収量とは乖離します)もご選択いただけます。
- ※以前は、耕地ごとの減収量に応じて共済金が支払われる一筆方式での加入でしたが、農業保険法の改正により一筆方式は廃止されました。

一筆半損、全損特例 について…

耕地ごとに5割を超える減収量(半損以上)がある場合には耕地ごとに半損被害として、また耕地ごとに全損の場合には耕地ごとに全損被害として認定し、共済金が支払われます。
(加入方式での共済金と比較し、高い方の金額が支払われます)

- ※一筆方式の廃止に伴い新設された特例になり、複数耕地を耕作している方が対象となる特約です。
- ※半相殺方式 または 全相殺方式では支払対象となりにくい、耕地(一筆)ごとの大きな減収(半損以上または全損)で共済金が支払われます。

半相殺方式

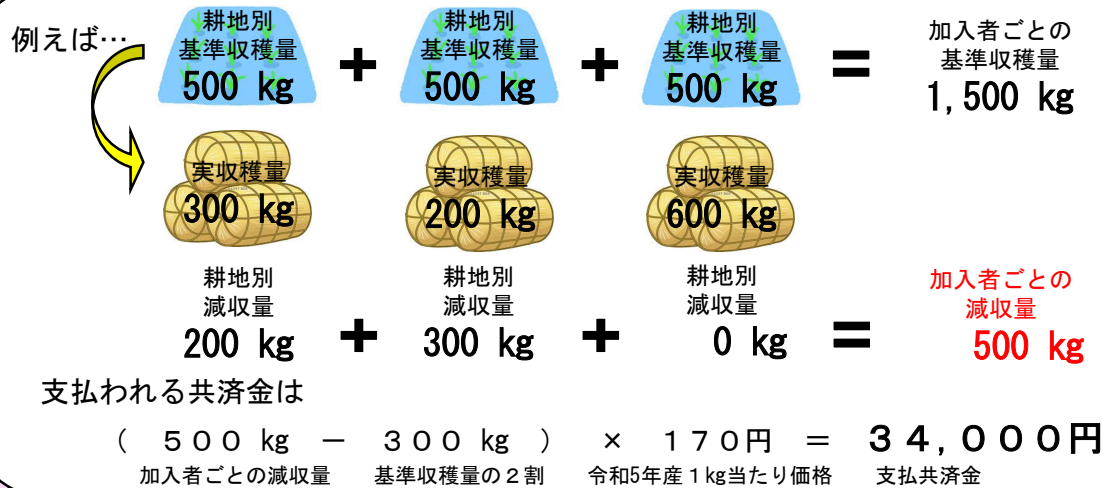
書類の提出は
加入申込書だけ！！

- 共済事故による加入者ごとの減収量（被害耕地の減収量の合計）が、**基準収穫量の2割（共済金支払開始割合）を超える**場合に共済金が支払われます。

※無被害耕地（増収した耕地を含む）は、減収量無しとして取り扱います。

※基準収穫量は、県指示による地域ごとの標準的な単収に耕作面積を乗じて得た加入者の平年の収穫量です。
また、共済金支払開始割合は3割または4割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、被害耕地の現場確認かつ実測調査（60株の坪刈り）で行います。



全相殺方式

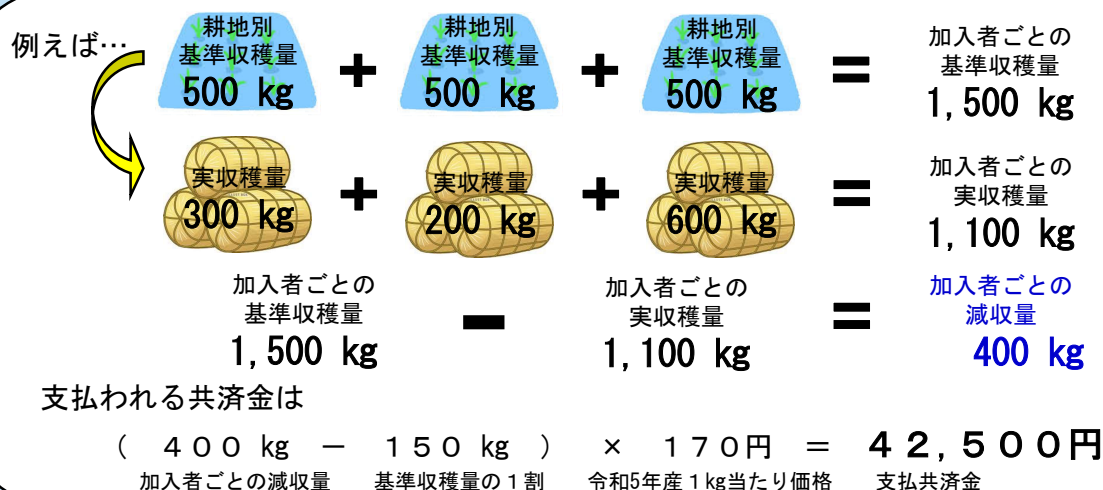
収穫量の把握が出来る方
におすすめ！！

- 共済事故による加入者ごとの減収量（基準収穫量 - 収穫量）が、**基準収穫量の1割（共済金支払開始割合）を超える**場合に共済金が支払われます。

※被害耕地の減収量に無被害耕地の増収量を相殺した上で、加入者の減収量として取り扱います。

※基準収穫量は、加入者ごとの直近5年間（無い場合には3年間以上）の収穫量の実績等を基に算定された加入者の平年の収穫量です。また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、被害耕地の現場確認かつ乾燥調製施設のデータまたは青色・白色申告の決算書（帳簿）のデータで行います。 ※**収穫量把握のため、当該資料の提出が必要になります。**



地域インデックス方式

直近20年間では、1割を超える減収の市町村はありません。

- 共済事故による加入者ごとの減収が発生し、**市町村ごとの減収量（基準統計単収 - 統計単収）が、基準統計単収の1割（共済金支払開始割合）を超える**場合に共済金が支払われます。

※市町村ごとの統計単収の公表が無い地域では、県ごとの統計単収により算定します。

※基準統計単収は、市町村ごとの直近5年間の統計単収を基に算定された市町村（地域）の平年の単収です。
また、共済金支払開始割合は2割または3割を選択することもできます。

- 減収量の調査は、被害耕地の現場確認かつ農林水産統計の市町村ごとのデータで行いますので、**加入者ごとに減収が生じていても、共済金が支払われない場合があります。**

引受方式		半相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式
加入要件		水稻の耕作面積の合計が 10㌶以上	水稻の耕作面積の合計が 10㌶以上 かつ 収穫量が適正に把握可能 (乾燥調製施設の資料または青 色・白色申告の決算書が必要)	水稻の耕作面積の合計が 10㌶以上
10㌶当たり 共済金額		480kg × 170円 × 8割 <small>10㌶当たり収量 1kg当たり価格 補償割合</small> 65,280円	480kg × 170円 × 9割 <small>10㌶当たり収量 1kg当たり価格 補償割合</small> 73,440円	480kg × 170円 × 9割 <small>10㌶当たり収量 1kg当たり価格 補償割合</small> 73,440円
10㌶当たり 共済掛金 (賦課金含む)		113円	155円	129円
減収量の 確認方法		被害耕地の現場確認 かつ 坪刈り (60株の実測調査) による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 乾燥調製施設の資料または 青色・白色申告の決算書 による収穫量調査	被害耕地の現場確認 かつ 農林水産統計 による収穫量調査
共済金 支払基準		農業者ごとに 2割を超える減収	農業者ごとに 1割を超える減収	農業者ごとに減収 かつ 市町村ごとに 1割を超える減収
10㌶ 当たり 支払共済金	【2割の減収】	0円	8,160円	8,160円
	【3割の減収】	8,160円	16,320円	16,320円
	【5割の減収】	24,480円	32,640円	32,640円
	【10割の減収】	65,280円	73,440円	73,440円
	【半損特例】 一筆ごとに 5割超過の減収	16,320円	16,320円	16,320円
	【全損特例】 一筆ごとに 全損	57,120円	57,120円	57,120円

※ 最高補償割合を選択した場合の令和5年産の県平均値を基に算出しております。

市町村単位の統計単収が1割超過の減収をする(共済金が支払われる)ことは想定しづらく、おススメできません。

収穫後に備えて...

保管中農産物補償共済

収穫後の農産物を火災や自然災害、運送中の事故から守ります！

農作物共済(水稻、麦)、畑作物共済(大豆、茶)、果樹共済(うんしゅうみかん、なし、キウイフルーツ)に加入する農産物(他人から預かった農産物は除く)が対象です。

補償の範囲は、収穫後の農産物を保管中または運送中に生じた偶発的な事故による損害を補償します。

保管中の事故は、火災や盗難、給排水設備の事故による水漏れ、風水害や雪害などの自然災害が対象です。

運送中(運送業者による運送は除く)の事故は、火災や爆発、衝突や転覆による事故(荷崩れは除く)などが対象です。

補償期間は、収穫後から出荷までの期間を補償するAタイプ(一時保管向けの連続した120日間)、年間を通じて補償するBタイプ(通年保管向けの1年間)からご選択いただけます。

補償金額は、1口あたり100万円の金額から品目別に口数単位でご選択いただけます。

掛金は、1品目1口あたり、Aタイプ 2,500円、Bタイプ 6,500円になります。

保管中農産物補償共済への加入は、**水稻共済とは別にお申し込みが必要**となります。

詳しくは、NOSAIまでお問い合わせください。